

岩手県立総合防災センター指定管理者募集要項等に関する質問への回答（令和7年12月18日～令和7年12月31日まで）

No.	日付	資料名	ページ	項目番号	質問項目名	質問の内容	回答	回答日
1	12月25日	運営業務仕様書	1	I, 2, (2)	施設設備の維持管理	岩手県の第2期公共施設等総合管理計画最終案が報道で示され、総合防災センターが消防学校と複合され解体されると掲載されました。 委託期間中の修繕方法等、指針示していただきたい。	施設の管理及び運営に必要な修繕については行っていく方針ですが、修繕を実施する項目や範囲については、指定管理者と協議の上、検討します。 なお、公共施設カルテにおいて複合化を前提に解体を検討する方向性が示されました。現時点では解体の具体的な時期等については決まっておりません。	1月7日
2	12月25日	運営業務仕様書	4	I, 17, (1), (2)	委託料算定の考え方	今回の2回目公募でも第5期指定管理料金上限額が示されました。 前回の質問回答に「あくまで参考であるもの」とありますので、積算額については、上限額を超えた申請事業所積算額でよろしいか。 また、修繕費について、「年間の修繕費の額を示して委託料に盛り込む」と示しておりますが、申請関係書類「収支計算書」に記載がないので計画書の積算をどのように記載するのか指示願います。	管理運営業務仕様書17の(1)に記載のとおり、委託料は上限額である20,534千円の範囲内で支払いますので、積算額は上限額に収まるようにしてください。 なお、人件費については「指定管理者制度における賃金スライド制度」がありますので、委託期間中においては、社会情勢の変動に応じて指定管理料額を見直しを行います。 また、精算経費である修繕費の額は事前にお示しするべきところですが、仕様書等において記載が不足しております。大変申し訳ありません。修繕費は「923,000円（税込）」ですので、積算の際は、修繕費923,000円を含めて上限額の20,534千円に収まるようにしてください。 ※1月7日（水）に仕様書及び様式第3号を修正し、県ホームページを更新しました。	1月7日